証券コード　7342
2021年３月11日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号渋谷東口ビル９Ｆ
ウェルスナビ株式会社
代表取締役　柴　山　和　久

第６期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第６期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、当日の会場へのご来場を極力お控え頂くとともに、「議決権行使についてのご案内」及び「インターネットによる議決権行使について」（３～４頁）をご参照のうえ、書面又はインターネットによる議決権行使を行って頂くことを強くご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討頂き、2021年３月25日（木曜日）午後７時までに議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

なお、開催日当日のご来場は極力お控え頂きたく存じますが、ご来場を希望される場合は事前登録（抽選制）が必要となります。詳細は別紙「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご参照ください。

敬具

記

1.　日　　時　2021年３月26日（金曜日）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）
2.　場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号渋谷東口ビル１Ｆ
　　ＴＫＰガーデンシティ渋谷　ホールＡ
3.　会議の目的事項

【報告事項】

第６期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第１号議案　　取締役１名選任の件
第２号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録（抽選制）により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、開催日当日の入場をお断りさせて頂きます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.wealthnavi.com）に掲載させて頂きます。
◎株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.wealthnavi.com）に掲載させて頂きます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限　2021年３月25日（木曜日）午後７時到着分まで

インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限　2021年３月25日（木曜日）午後７時まで

株主総会にご出席される場合（事前登録（抽選制）が必要となります）

株主総会ご出席

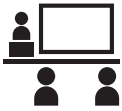

事前登録の上限人数を超えた場合、事前登録（抽選制）により出席ができる旨のご連絡をメールにて受け取られていない株主様につきましては、当日のご入場をお断りさせて頂きます。
株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場頂くことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時　2021年３月26日（金曜日）午前10時00分

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスして頂くことによってのみ実施可能です。

スマートフォンの場合
QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

２回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

❶ 議決権行使サイトにアクセスする

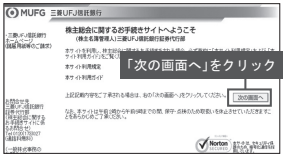

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

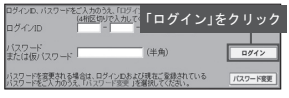

❸「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

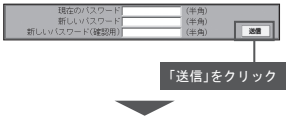

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2021年３月25日（木曜日））の午後７時まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。

システム等に関するお問い合わせ
（ヘルプデスク）
三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部
0120-173-027
（通話料無料）
受付時間：午前９時から午後９時まで

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

Ⅰ　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞や、貿易摩擦をはじめとする米中関係の不安定化に加え、米国大統領選挙の混迷の影響などもあり、先行きが見通しにくい状況が継続しておりました。また、国内経済も、政府による緊急事態宣言の解除後、各種政策やワクチン開発の進展等により、経済活動に一部回復の兆しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念から、依然として不透明な状況でした。

そのような環境下、当社では継続的な事業成長の実現に向けて、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ)」(注）の機能拡充、事業基盤強化のためのエンジニアを中心とした人材採用、テレビコマーシャルなどの広告宣伝活動等に取り組みました。

「WealthNavi（ウェルスナビ)」の機能拡充については、１月に「WealthNavi for SBI証券」における「資金移動サービス」の提供開始、５月にオンラインで本人確認が完結する新機能「クイック本人確認機能」を追加したほか、10月に「北國おまかせNavi」の新機能として「定期受取機能」の提供を開始しました。「定期受取機能」は、運用資産から毎月１回の定額受取を可能にする新機能であり、「運用は継続しながら一部を受け取る」ことで、資産寿命を延ばしたいというお客様のニーズの実現を目指したものであります。また、複数の金融機関より、不正アクセスが原因でお客様の資金が流出する被害が発表されたことを受けて、オンライン取引サービスを手掛ける金融機関においてはシステムの管理体制の一層の強化が求められております。当社では、「WealthNavi（ウェルスナビ)」を安全にお使い頂くため、２段階認証の利用促進や出金先口座変更時の本人確認など、セキュリティ対策にも継続的に取り組みました。

また、提携パートナーの拡大を継続推進しており、４月に株式会社東京スター銀行との提携により「WealthNavi for 東京スター銀行」、９月に岡三証券株式会社との提携により「岡三Naviハイブリッド」、11月に株式会社三菱UFJ銀行との提携により「WealthNavi for 三菱UFJ銀行」及び浜松磐田信用金庫との提携により

「夢おいNavi」の提供をそれぞれ開始しました。

この結果、当事業年度末時点での運用者数は23.5万人（前事業年度実績17.2万人）、預かり資産額は3,291億円（前事業年度実績 2,033億円）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業収益が25億16百万円（前事業年度比162.1%）と増加し、営業収益より金融費用21百万円を控除した純営業収益も、24億94百万円（同 162.7%）と増加しました。また、販売費・一般管理費は34億73百万円（同 96.6%）と減少し、その結果、営業損失は９億78百万円（前事業年度実績営業損失20億61百万円）、経常損失は９億99百万円（同経常損失20億57百万円）、当期純損失は10億３百万円（同当期純損失20億60百万円）となりました。

（注）スマートフォンやパソコン等を通じて、お客様の資産運用に関する提案をし、自動で運用を行うサービス。利用開始時に「年齢」「保有する金融資産額」「資産運用の目的」等の５つの質問でリスク許容度を診断し、そのリスク許容度に応じた運用プランが提案され、その後はその運用プランに従って自動で運用を行う資産運用サービス。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は136百万円であり、その主な内容は本社移転に伴う内装及び設備工事によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2020年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、公募増資により、総額26億59百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 人材確保と組織体制の整備

当社ロボアドバイザー事業の継続的な成長の実現に向けて、金融業界やテクノロジー業界をはじめとする多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要だと認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

当社は、提供するサービスであるロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」に関連してお客様の個人情報を扱っており、金融商品取引業者として重大な社会的責任を有することを認識したうえで、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要だと考えております。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社は、事業拡大を目指して、開発投資や広告宣伝活動を中心に積極的な先行投資を進めており、2020年12月期までの経営成績は営業損失を計上しております。

当社の営業収益の中心である受入手数料は、お客様から頂く手数料であり、預かり資産に連動しております。また預かり資産を伸ばすうえでは、お客様に利用し続けて頂くことが重要ですが、月次平均で１％以下と低い解約率（注）を実現しており、積み上げ型の収益モデルになります。一方で、開発のための人件費、広告宣伝費が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行している状況です。

預かり資産が順調に増加するなか、収益が順調に積み上がっており、各種費用の営業収益に占める割合は着実に低減しております。そのようななか、今後も開発投資や広告宣伝活動等への先行投資を進めつつ、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、リモートワークの推進やオフィスにおける業務環境の見直し等の実施により、役職員の安全確保と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ業務を継続しております。金融インフラとして業務の継続体制を構築し、お客様に安定的にサービス提供を行ってまいります。

（注）預かり有価証券の残高がなくなった口座数の割合。月間で、2016年７月（「WealthNavi（ウェルスナビ）」正式リリース）から2020年12月の全月平均。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第３期 (2017年12月期)	第４期 (2018年12月期)	第５期 (2019年12月期)	第６期 (当事業年度) (2020年12月期)
営　業　収　益（千円）	207,048	881,171	1,552,903	2,516,709
（内、受入手数料）（千円）	(192,052)	(852,978)	(1,515,994)	(2,471,632)
営業損失（△）（千円）	△763,348	△1,721,482	△2,061,722	△978,794
経常損失（△）（千円）	△762,812	△1,718,020	△2,057,005	△999,410
当期純損失（△）（千円）	△776,375	△1,721,820	△2,060,805	△1,003,210
1株当たり当期純損失（△）（円）	△75.43	△149.12	△53.29	△23.58
総　資　産（千円）	4,436,407	7,588,546	12,697,470	15,378,239
純　資　産（千円）	1,707,806	3,187,586	5,260,455	6,916,620
１株当たり純資産額（円）	△439.16	△896.94	△485.51	153.81

（注）１．当社は、2020年８月30日付で１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。
２．第３期、第４期及び第５期の１株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
３．１株当たり当期純損失の算定上、転換型の参加型株式については、転換後の普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社は、「働く世代に豊かさを」というミッションを掲げ、働く世代の豊かな老後のために、「長期・積立・分散」の資産運用を全自動化したサービス、ロボアドバイザー「WealthNavi（ウェルスナビ）」を提供しております。従来お客様が自分自身で行っていた資産運用のプロセスである、目標設定からポートフォリオの構築、発注・積立・再投資、リバランス及び税金最適化まで、すべてのプロセスを自動化しており、高度な知識や手間なしに国際分散投資を行うことができます。また、オンラインですべての人に提供しております。

(8) 主要な営業所（2020年12月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名（16名）	６名増	37.7歳	2.3年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む。）は最近１年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

Ⅱ　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　169,870,596株
(2) 発行済株式の総数　44,967,649株
(3) 株主数　17,840名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
柴山 和久	10,461,900株	23.26%
SBIホールディングス株式会社	3,162,540株	7.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,209,800株	2.69%
協創プラットフォーム開発１号投資事業有限責任組合	1,175,088株	2.61%
INFINITY E.VENTURES ASIA Ⅲ,L.P.	1,032,700株	2.29%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	985,300株	2.19%
ジャパン・コインベスト２号投資事業有限責任組合	822,561株	1.82%
株式会社SBI証券	805,700株	1.79%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	789,400株	1.75%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	787,610株	1.75%

(注) １．自己株式は所有しておりません。
２．2020年８月25日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は343,376,468株減少し、56,623,532株となっております。
３．2020年８月14日開催の取締役会決議により、2020年８月30日付で、当社普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させました。分割後の発行可能株式総数は169,870,596株となっております。
４．2020年12月21日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は2,500,000株増加しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月18日及び2020年12月３日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である柴山和久より借入れた当社普通株式の返却を目的として、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議しております。2021年１月20日を払込期日とする本第三者割当増資により、発行済株式の総数は623,800株増加しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第４回新株予約権（注4）	第５回新株予約権
発行決議日		2019年３月26日	2019年３月26日
新株予約権の数		265,395個	34,820個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）		普通株式　796,185株 （新株予約権１個につき３株）	普通株式　104,460株 （新株予約権１個につき３株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）		新株予約権１個当たり 1,991円 （１株当たり664円）	新株予約権１個当たり 1,991円 （１株当たり664円）
新株予約権の行使期間		自　2021年３月27日 至　2029年３月27日	自　2019年３月27日 至　割当日から無期限
主な行使条件		（注2）	（注2）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　25,000個 目的となる株式数　75,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名
	監査役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　20,892個 目的となる株式数　62,676株 保有者数　３名

		第６回新株予約権（注4）	第９回新株予約権
発行決議日		2019年８月23日	2020年６月29日
新株予約権の数		375,000個	160,408個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）		普通株式　1,125,000株 （新株予約権１個につき３株）	普通株式　481,224株 （新株予約権１個につき３株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）		新株予約権１個当たり 1,991円 （１株当たり664円）	新株予約権１個当たり 2,553円 （１株当たり851円）
新株予約権の行使期間		自　2021年８月26日 至　2029年８月26日	自　2020年６月30日 至　割当日から無期限
主な行使条件		（注3）	（注2）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　23,208個 目的となる株式数　69,624株 保有者数　１名	新株予約権の数　100,429個 目的となる株式数　301,287株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　14,156個 目的となる株式数　42,468株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　0名	新株予約権の数　35,732個 目的となる株式数　107,196株 保有者数　３名

（注）１．2020年８月30日付で、普通株式１株につき３株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

(1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(2) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間は行使することができないものとする。

３．新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

(1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(2) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間は行使することができないものとする。

４．第４回新株予約権及び第６回新株予約権は、取締役就任前に当社従業員として付与された新株予約権であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		2020年６月29日	2020年６月29日
新株予約権の数		413,270個	136,309個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）		普通株式　1,239,810株 （新株予約権１個につき３株）	普通株式　408,927株 （新株予約権１個につき３株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注1）		新株予約権１個当たり 2,553円 （１株当たり851円）	新株予約権１個当たり 2,553円 （１株当たり851円）
新株予約権の行使期間		自　2022年６月30日 至　2030年６月30日	自　2020年６月30日 至　割当日から無期限
主な行使条件		（注2）	（注3）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　413,270個 目的となる株式数　1,239,810株 交付者数　76名	新株予約権の数　136,309個 目的となる株式数　408,927株 交付者数　５名

（注）１．2020年８月30日付で、普通株式１株につき３株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

(1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(2) 本新株予約権は、2022年12月31日までの期間は行使することができないものとする。

３．新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

(1) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役、監査役又は使用人の地位を有していることを要し、これらの地位を失った場合は、確定的に本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(2) 本新株予約権は、2021年12月31日までの期間は行使することができないものとする。

(3)　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しており、概要は以下のとおりであります。

	第１回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)（2017年10月11日発行）	第２回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（2018年９月28日発行）
発行決議日	2017年10月６日	2018年９月14日
新株予約権の数（注1）	25個	25個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする。	本社債の金額の総額を転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産内容及びその価額	本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の金額と同額とする。	本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本社債の金額と同額とする。
転換価額（注2）	2,306円※	2,306円※
新株予約権の行使期間	自　2019年10月１日 至　2022年10月４日	自　2020年10月１日 至　2023年９月21日
新株予約権付社債の残高（注1）	500,000千円	500,000千円

※当事業年度の末日における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権付社債の額面20,000千円につき新株予約権１個が割り当てられております。

２．転換価額は、本新株予約権の行使日の直近６か月間の当社普通株式が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。また、上場後６か月に満たない場合には当該上場後の期間の平均とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。）に修正されます。

３．当社は、2020年10月15日開催の取締役会において、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付）及び第２回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付）の全額を繰上償還することを決議し、2020年10月16日に本社債の保有者である株式会社SBI証券との間で「新株予約権付社債の繰上償還に関する合意書」を締結しております。なお、繰上償還日は、2021年９月１日から同年12月31日までの間となっております。

Ⅳ　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	柴山　和久	CEO
取締役	廣瀬　学	CFO
取締役	東後　澄人	フリー株式会社　取締役 フリービズ株式会社　代表取締役
常勤監査役	榎本　明	新東昭不動産株式会社　社外監査役 エムエスティ保険サービス株式会社　社外監査役
監査役	松野　絵里子	東京ジェイ法律事務所設立　代表弁護士 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター　あっせん委員 ヘルスケアアセットマネジメント株式会社　コンプライアンス委員会　外部委員 H.U.グループホールディングス株式会社　社外取締役
監査役	藤本　幸彦	株式会社カネコ薬局　取締役 隼あすか法律事務所　顧問 ヘルスケア＆メディカル投資法人　監督役員

(注) 1．取締役廣瀬学は、2020年３月27日開催の第５期定時株主総会において選任され、2020年４月１日付で就任しました。
2．取締役東後澄人は、2020年３月27日開催の第５期定時株主総会において選任され、2020年４月１日付で就任しました。また、同氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
3．監査役榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4．監査役榎本明は、長年にわたる金融機関における、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
5．監査役松野絵里子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものです。
6．監査役藤本幸彦は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものです。
7．当社は、取締役東後澄人、監査役榎本明、松野絵里子及び藤本幸彦を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8．井上正樹は、2020年６月11日付で辞任により取締役を退任いたしました。なお、退任時の地位及び担当は取締役事業統括部門長であり、重要な兼職はありませんでした。
9．取締役天野雄介及び立岡恵介は、2020年８月25日付で任期満了により取締役を退任いたしました。なお、退任時の天野雄介の地位及び担当は社外取締役であり、重要な兼職はSTRIVE株式会社代表取締役でありました。退任時の立岡恵介の地位及び担当は社外取締役であり、重要な兼職はグローバル・ブレイン株式会社Investment Group General Partnerでありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役１名及び社外監査役３名は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	38,063千円 (1,823千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	16,820千円 (16,820千円)
合計 （うち社外役員）	７名 （４名）	54,883千円 (18,643千円)

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した報酬を受けた取締役１名を含んでおります。
２．上記には、当事業年度中に退任した無報酬の取締役２名は含めておりません。
３．取締役の報酬等の額には、使用人として在籍していた取締役の使用人分給与は含まれていません。
４．取締役の報酬限度額は、2020年３月27日開催の第５期定時株主総会にて年額１億円以内と決議されております。
５．監査役の報酬限度額は、監査役会での協議及び取締役会での決議を経て、2019年３月26日開催の第４期定時株主総会にて報酬総額の上限額を年額３千万円以内と決議し、個別の報酬も決議いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、15頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の間において重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取　締　役	東後　澄人	社外取締役就任後開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
取　締　役	天野　雄介	2020年８月25日退任までの当事業年度開催の取締役会には、８回中８回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
取　締　役	立岡　恵介	2020年８月25日退任までの当事業年度開催の取締役会には、８回中８回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
監　査　役	榎本　明	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監　査　役	松野　絵里子	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監　査　役	藤本　幸彦	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅴ　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	19,100千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に係る保証業務及びシステムリスク管理態勢に係る外部評価、並びに新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容

当社では、取締役会で定めた業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針に基づき、次のとおり内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス・マニュアルを制定し、法令等を遵守することはもとより、社会の信頼に応える高い倫理観を持って、取締役及び従業員一人ひとり行動することが必要不可欠と認識し、コンプライアンスの徹底を経営上の最重要課題と位置付ける。

・当社は、コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスに係る事項を管理及び推進する。

・取締役会は、取締役会規程に基づき月１回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。

・取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、代表取締役直轄の独立組織である内部監査部による内部監査を実施、社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

・取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する体制の整備に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管規程に従い適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が当該文書等を常時閲覧できることとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク管理規程等に基づき適切に対処するとともに、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。異例事態の発生の際には迅速かつ適切な情報伝達及び緊急体制を整備することとする。

・情報セキュリティに係るリスクは、情報セキュリティ管理規程等に基づき、情報管理統括責任者を置き、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、経営環境等の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、また職務権限規程等に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行等を図ることとする。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス・マニュアル等を定め、これの浸透を図ることとする。

・企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、指名された使用人がその職務を行うこととする。

・監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。

⑦　当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社における次の事項を報告することとする。

　・会社に著しい損害を及ぼす事項

　・毎月の経営状況として重要な事項

　・監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

　・重大な法令及び定款の違反

　・その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

・前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。

・取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。

・内部通報制度の通報者が不利な扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。

⑧　監査役会設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役より監査費用の前払請求及び立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。

⑨　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会規則の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

・監査役は、必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

今期における当社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

①　取締役の職務の執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を３回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績、リスク管理、内部監査の状況など、その時々の重要事項についても適宜報告し、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。他に取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。また、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員を中心に構成される経営会議を週に１回程度開催し、業務執行に関する重要な事項を幅広く協議いたしました。

②　リスク管理並びにコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を10回開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令遵守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修計画、リスクマネジメントに関して協議し、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。

③　監査役監査の実効性の確保

監査役は、取締役会や経営会議をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役・執行役員との定期的な意見交換、監査役会等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。なお、監査役は、内部監査部、会計監査人と十分な連携を確保しております。

Ⅷ　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

〜〜〜

貸借対照表

2020年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**15,117,090**	**【流動負債】**	**8,461,619**
現金・預金	8,613,814		
預託金	4,610,000	預り金	7,075,298
顧客分別金信託	4,610,000		
トレーディング商品	43	未払金	253,158
約定見返勘定	398		
立替金	9,784	未払費用	84,399
前払金	4,000		
前払費用	39,251	未払法人税等	48,762
未収入金	24,367	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
未収収益	289,200	**負債合計**	**8,461,619**
預け金	1,525,641	純資産の部	
その他の流動資産	589	**【株主資本】**	**6,916,620**
【固定資産】	**261,149**		
有形固定資産	68,174	資本金	1,429,687
建物	68,440	資本剰余金	6,490,142
器具備品	64,006		
減価償却累計額	△64,272	資本準備金	6,444,452
無形固定資産	89,874		
ソフトウエア	47,808	その他資本剰余金	45,690
ソフトウエア仮勘定	40,965	利益剰余金	△1,003,210
商標権	1,100		
投資その他の資産	103,099	その他利益剰余金	△1,003,210
敷金及び保証金	97,325		
長期前払費用	5,773	繰越利益剰余金	△1,003,210
		純資産合計	**6,916,620**
資産合計	**15,378,239**	**負債・純資産合計**	**15,378,239**

（注）千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2020年１月１日
　至　2020年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		2,516,709
受入手数料	2,471,632	
トレーディング損益	26,309	
金融収益	770	
その他の営業収益	17,997	
金融費用		21,739
純営業収益		2,494,969
販売費・一般管理費		3,473,763
営業損失		978,794
営業外収益		4,033
営業外費用		24,649
上場関連費用	4,500	
株式交付費	18,231	
その他	1,917	
経常損失		999,410
税引前当期純損失		999,410
法人税、住民税及び事業税		3,800
当期純損失		1,003,210

（注）千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	5,114,765	2,106,496	7,221,261
当期変動額				
新株の発行	1,329,687	1,329,687		1,329,687
欠損填補			△2,060,805	△2,060,805
当期純損失（△）				
当期変動額合計	1,329,687	1,329,687	△2,060,805	△731,118
当期末残高	1,429,687	6,444,452	45,690	6,490,142

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	
	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		
当期首残高	△2,060,805	5,260,455	5,260,455
当期変動額			
新株の発行		2,659,375	2,659,375
欠損填補	2,060,805	－	－
当期純損失（△）	△1,003,210	△1,003,210	△1,003,210
当期変動額合計	1,057,595	1,656,164	1,656,164
当期末残高	△1,003,210	6,916,620	6,916,620

（注）千円単位未満の端数は切り捨てのうえ表示しております。

個　別　注　記　表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付け日本証券業協会自主規制規則）に準拠しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

トレーディング商品

①　目的と範囲

トレーディング業務は、顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することを目的としております。

また、その範囲は有価証券（ETF）の現物取引であります。

②　評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

２．　固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～３年
器具備品	３～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）
商標権	10年

３．　繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

４．　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

（２）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表に関する注記）

１．　担保に供している資産及び担保に係る債務

当座貸越契約に基づく取引の担保として、次のものを差し入れております。

定期預金	50,013千円

２．　当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	5,550,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,550,000千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．　当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	44,967,649株

２．　当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	2,947,086株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、ソフトウエア等であります。なお、回収可能性を勘案した結果、評価性引当額を計上しております。

（金融商品に関する注記）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、働く世代を中心とするお客様に対し長期的視点での資産形成をサポートすることを目的として、ETF（上場投資信託）を通じ最適なポートフォリオ（資産の組み合わせ）で国際分散投資を提供する金融サービスを主な事業の内容としており、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、自己資本の充実を通じた経営基盤の強化、サービス開発・運用体制及びマーケティング強化を進めるための資金調達の一環として転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。

一方、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオ実現及び税負担の最適化を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。これらのトレーディング業務は、お客様へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、現金・預金、お客様の外国証券取引のための証券会社への預け金、及び法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託の信託財産であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先・信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。また、社債及び短期借入金は、流動性リスクに晒されております。なお、お客様からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

トレーディング商品は、ETF（上場投資信託）であり、市場価格の変動リスク等の市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用リスクについて、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定めた限度枠の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において取引先リスクをモニタリングし、所定の枠内に収まっていることを確認しております。

② 市場リスクの管理

当社は、市場リスクについて、あらかじめ定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において自己取引の実施権限を有する組織における市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。なお、トレーディング商品に係る市場リスクの管理については、ETF（上場投資信託）の保有額を１取引単位未満の最小限に留めるとともに、トレーディング損益のモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２． 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	8,613,814	8,613,814	－
（2）預託金	4,610,000	4,610,000	－
（3）トレーディング商品	43	43	－
商品有価証券等	43	43	－
（4）預け金	1,525,641	1,525,641	－
資産計	14,749,499	14,749,499	－
（1）預り金	7,075,298	7,075,298	－
（2）1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000,000	1,000,000	－
負債計	8,075,298	8,075,298	－

（注）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）預託金、（4）預け金

これらの取引のうち、満期のない預金等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。また、残存期間が12カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

（3）トレーディング商品

ETF（上場投資信託）の時価は、取引所の価格によっております。

負債

（1）預り金、（2）1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

預り金は主として顧客から受入れている預り金であり、当事業年度末に決済された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。その他の預り金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、転換社債型新株予約権付社債についても、１年内償還予定であり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

主要株主の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任	事業上の関係				
主要株主の子会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	金融サービス事業	被所有直接1.7	なし	業務提携	社債の発行	—	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
								利息の支払	14,589	未払費用	3,184

（注） 株式会社SBI証券については、SBIホールディングス株式会社の属性が2020年12月22日から主要株主に該当しないこととなり、属性が主要株主の子会社に該当しないこととなりました。なお、取引金額は関連当事者であった期間の金額について、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高について記載しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　153.81円

１株当たり当期純損失（△）　△23.58円

（注） 当社は2020年８月30日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第三者割当増資（オーバーアロットメント売出しに関連した第三者割当増資）

当社は、2020年11月18日及び2020年12月３日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である柴山和久より借入れた当社普通株式の返却を目的として、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議し、2021年１月20日に払込が完了しております。

(1) 発行株式数	当社普通株式　623,800株
(2) 払込金額	１株につき 935円
(3) 払込金額の総額	583,253,000円
(4) 割当価格	１株につき 1,063.75円
(5) 割当価格の総額	663,567,250円
(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金１株につき531.875円 増加する資本準備金１株につき531.875円
(7) 割当先及び割当株式数	株式会社SBI証券　623,800株
(8) 資金使途	広告宣伝費、採用費及び人件費、無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月16日

ウェルスナビ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙瀬　雄一郎　　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内田　和男　　印

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ウェルスナビ株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月22日

ウェルスナビ株式会社　監査役会

常勤社外監査役　榎本　明　印

社外監査役　松野絵里子　印

社外監査役　藤本幸彦　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
尾河眞樹 （おがわまき） （1971年７月11日生）	1994年４月	ファースト・シカゴ銀行東京支店（現　JPモルガン・チェース銀行東京支店）　入社	０株
	2000年４月	モルガン銀行東京支店（現　JPモルガン・チェース銀行東京支店）　入社	
	2001年３月	ソニー株式会社　入社	
	2007年８月	シティバンク銀行株式会社　入社 （現　株式会社SMBC信託銀行）	
	2016年８月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員 兼 金融市場調査部長 チーフアナリスト（現任）	
	2016年10月	SBI大学院大学 グローバル金融市場研究会 研究員（現任）	
	2017年６月	ソニー銀行株式会社 取締役（現任）	

（注）１．尾河眞樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．同氏は社外取締役候補者であります。

３．同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関における豊富な経験を有しており、その知見・経験を生かして社外取締役として監督・提言を行って頂くため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

４．同氏は、東京証券取引所および当社が定める独立役員の要件を満たしております。なお、同氏はソニー銀行株式会社 取締役であり、同社と当社との間には「WealthNavi for ソニー銀行」に関する取引関係がありますが、その取引金額は当社の当事業年度における営業収益に占める割合の５%未満であります。

５．当社は、同氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。

６．当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。同氏については、選任後被保険者とする予定であります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について

填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

第２号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2020年３月27日開催の第５期定時株主総会において、年額100百万円以内とご承認頂いておりますが、今般、取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額25百万円以内（うち社外取締役分は年額５百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名（うち社外取締役1名）ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

１.対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（うち社外取締役分は年2,000株。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

２.対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職（但し、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（１）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）当社は、上記（４）のほか、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他の本割当株式の譲渡制限を解除することが適切でない事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

（６）上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（７）上記（６）に規定する場合においては、当社は、上記（６）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（８）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

３．譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりですが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認頂いた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、譲渡制限付株式の発行済株式総数（2021年３月11日時点で45,591,449株）に占める割合は約0.02％（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は約0.22％）とその希釈化率は軽微であることから、譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

〈取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要〉
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を作成し、2021年２月25日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針の概要は以下のとおりです。

１．取締役報酬に関する基本的な考え方
短期及び中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬体系とし、また、持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準で報酬を決定します。その決定においては、客観性・透明性を担保する適切な報酬決定プロセスを経ることとします。

２．取締役の報酬体系
当社の取締役報酬は、基本報酬と株価連動型（非金銭）報酬を組み合わせるものとします。

（１）基本報酬
短期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、基本報酬を設定する。基本報酬は、役位・職責の大きさに応じた月例による固定の金銭報酬とします。

（２）株価連動型（非金銭）報酬
中長期の業績と企業価値の向上に結びつく報酬として、株価連動型（非金銭）報酬を設定します。株価連動型（非金銭）報酬は、企業価値の持続的向上を目指すこと、株主様と一層の価値共有を進めることを目的とするストックオプション（新株予約権）及び/又は譲渡制限付株式報酬とします。同様の考え方に基づき、社外取締役に対しても株価連動型（非金銭）報酬を設定します。

３．取締役報酬の決定方法
持続的な成長を実現するために必要な人材が確保できる報酬水準かどうかに関す

る評価、報酬決定プロセスの客観性・透明性を担保すること等を目的として、取締役会で説明を行い、社外取締役から適切な助言を得るものとします。また、取締役の個別報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、報酬決定の方針に従い取締役会で決定します。

（ご参考）
当社は、本議案が承認されることを条件として、当社の執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号渋谷東口ビル１階
TKPガーデンシティ渋谷　ホールA

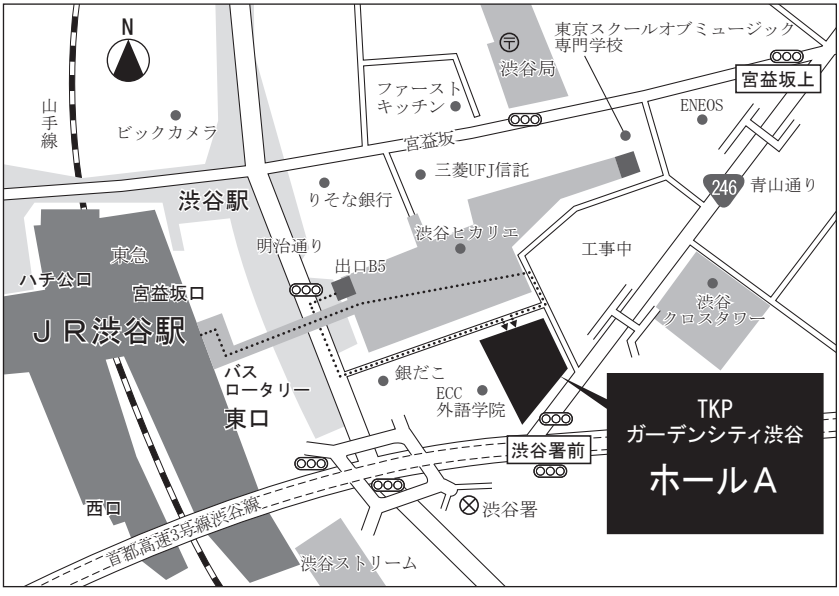

交　通　ＪＲ各線「渋谷」駅 東口より徒歩３分
東京メトロ・東急電鉄各線「渋谷」駅 B5出口・ヒカリエ方面出口より徒歩３分
京王井の頭線「渋谷」駅 中央口より徒歩６分